

民事信託口座

ご利用いただける方		個人のお客さま、法人のお客さま
口座開設	方 法	民事信託契約に基づく受託者の方にお預入れいただきます。 新規口座開設時にお持ちいただくものは下記の通りです。 ■信託契約書（公正証書） ■受託者および委託者兼受益者のご本人確認資料 ■預金取引のご印鑑 この他、当行所定の書類へのご記入が必要です。 詳しくは下記取扱店舗にお問い合わせください。
	金 額	金額の制限はありません。
	単 位	1円
対象預金		決済用普通預金
口座開設手数料		55,000円（税込）
口座管理手数料		なし
適用金利		民事信託口座は決済用普預金であり、利息は付きません。
お預入れ/お引出し		全店で随時お預入れ、お引出しできます。
預金保険制度		預金保険制度の全額保護の対象となります。
取扱店舗		プライベートバンキングプラザ大江、ひぎん相談プラザ各店
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 口座開設にあたっては信託契約書の事前確認が必要です。お申込当日の口座開設はできません。 ・ 事前確認にあたっては専門家が作成した信託契約書の提出が必要です。 ・ 口座開設時には「公正証書」による信託契約書が必要です。 ・ 当行では自益信託（委託者と受益者が同一の信託）に限って取扱います。
当行が契約している 指定紛争解決機関		全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

（2022年7月現在）